

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C所在の会社D営業所（以下「事業場」という。）において、古紙回収車の受付、納入記録等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、踏切内に侵入し、進行してきた電車と接触し死亡した。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月中旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①短時間労働者の同僚が入院し、2人で行っていた業務を1人で担当するようになったこと、②機械の故障について責任を追及されたこと、③平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間と、同月〇日から同月〇日までの間に、それぞれ2週間以上の連續勤務を行ったことを主張するので、以下検討する。

(4) ①について検討すると、請求人は、平成〇年〇月に、請求人と一緒に業務を行っていた短時間労働者のEが入院して休業したため、被災者が事業場における事務以外の業務を1人で行わざるを得なくなり、被災者の業務の負担が増加し、被災者は請求人に対し、「仕事は俺がやらなければいけない、つらい。」と毎日のように言うようになったと主張する。この点について、F、E、G及びHは、「被災者1人でも問題なく業務に対応することはできたと思う。」旨を述べ、Eは、「専務が、被災者に対し補充人員が必要か確認したところ、被災者は、必要ないと報告していたと同専務から聞いた。この休業が被災者に対して心理的負荷を与えたとは考えられない。」旨を述べている。

上記を踏まえれば、決定書理由に説示のとおり、Eが入院し、同人及び被災者が2人で行っていた業務を被災者が1人で行うようになったことは、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）

の具体的出来事「部下が減った」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に当たるとみるのが相当であるが、被災者は、Eが入院した際に、しばらくEが休業するが同人がいないままの業務で大丈夫かと会社からの確認を受けたところ、全く問題はない回答し、Eの休業のため業務がきついというような申告もしなかったこと、また、前記Eの申述も併せ考察すると、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(5) ②について検討すると、請求人は、平成〇年〇月末頃、機械が故障したため被災者が修理したところ、被災者はIから、「何で勝手に修理した。修理代を弁償してもらう。」と言われたと主張する。この点について、Fは、「被災者は、機械が故障したことを私に報告せずに同機械を勝手に修理したので、被災者に対し、機械を勝手に修理しないように事務員であるIから電話で事務的に注意しただけで、修理代を被災者に請求したことではない。」旨を述べ、Eは、「機械が故障したことを本社に報告しても叱責されることはない。機械を早急に修理しないと業務を行うことができないので早急に報告すべきだった。被災者が修理代を弁償させられることもない。」旨を述べ、Hは、「被災者は溶接の免許を持っていないのに、勝手な判断で故障した機械を溶接した。Iからは、無免許で溶接したこと、機械の故障を直ちに本社に報告しなかったことを注意しただけで、Iが被災者を責めたり弁償させたりするようなことは言わないと思う。」旨を述べている。また、一件記録を精査するも、この出来事により、被災者が会社からペナルティを課されたことや責任追及を受けたことは確認できない。

上記を踏まえれば、被災者が、故障した機械を溶接の資格がないのに勝手に修理したことについて会社から注意を受けたことは、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「III」）に当たるとみても、ミスの程度は小さく、ペナルティを課されたことや責任追及を受けたこともなかったことから、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(6) ③について検討すると、請求人は、被災者が、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間と、同月〇日から〇日までの間、それぞれ2週間（12日）以上の連続勤務を行ったと主張する。

そこで、被災者の労働時間について検討する。この点、Fが、「事業場においては、事業場の所定の始業時刻（以下「所定始業時刻」という。）である午前〇時以前に機械を稼働させないことになっている。所定時間の1時間は休憩していた。」旨を述べ、Eが、「近隣とのトラブルがあつて以来、機械を稼働させるのは所定始業時刻からとなっている。昼休みは所定時間の1時間は取得できると思う。」旨を述べ、Hが、「事業場においては、所定始業時刻から事業場の所定の終業時刻（以下「所定終業時刻」という。）である午後〇時（以下、所定始業時刻から所定終業時刻までの時間を「営業時間」という。）の間だけ機械を稼働させることができることになっている。機械の稼働準備に掛かる時間はせいぜい5分であった。休憩時間は十分に確保できていた。被災者は午前〇時〇分頃に事業場に出勤しており、私が被災者の業務を引き継いだ当初は、私も同時刻頃に出勤していたが、出勤してから始業時刻まで行う業務が全くないので、しばらくして午前〇時〇分頃に出勤するようになった。」旨を述べ、Jが、「事業場の機械は近隣との調整の結果、午前〇時以降でないと稼働させることはできないことになった。」旨を述べていること、及び、被災者が午後〇時過ぎに報告書を会社本社に送付していたので、ログアウト時刻（までは被災者が事業場にとどまっていたと認められることを踏まえ、審査官は、被災者の出勤時刻は午前〇時〇分、退勤時刻はログアウト時刻、休憩時間は1時間とし、出勤時刻から退勤時刻までの間、休憩時間を除いた時間において被災者が業務を行っていたとして、被災者の労働時間を算定している。審査官の労働時間の算定方法については、タイムカードの記録とは矛盾がないことや、仕入先リストの記録には営業時間外にトラックが事業場内に入った日の記載があるものの、Jが、「私は事業場に入りするが事業場の営業時間外になることがあるので、会社から合い鍵を預かっており、営業時間外に荷物を持っていくときは合い鍵を使って事業場に入りする。被災者は、所定始業時刻より前、事務所にいないときがあった。」旨を述べており、上記記載があることをもって、被災者が所定始業時刻より前に事業場にいたことを裏付けるものではないこと、所定終業時刻以降の業務の実態は必ずしも明らかではないが、所定終業時刻の後にも、上記のとおり、被災者は報どの業務を行っていたことなどを総合的に考察すれば、当審査会としても、審査官の労働時間の算定方法は妥当であると判断する。

被災者に関しては、上記のような労働時間の状況が認められるほか、Hは、「事業場に業者が継続的に来場するわけではないので、継続的に業務を行うことはない。手待時間は十分にある。被災者は、午前○時○分頃に出勤し、午後○時ないし午後○時まで残っていたようであるが、業務の内容を考えると、早く来て遅くまで残って行う業務はなかったと思う。」旨を述べ、また、Eは、「私がいなくて、被災者とGの2人で業務を行っても、手待時間があると思われる。」旨を述べている。

上記を踏まえれば、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張するとおり、被災者には2週間（12日）以上の連続勤務が認められ、同連続勤務は認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当たるとみるのが相当であるが、被災者の業務は手待時間が多いこと、また、休日に対応しなければならない業務が生じた事情も認められないことなどに照らし、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、被災者が自宅で保管していた平成○年○月○日から同年○月○日までの出勤時刻と退勤時刻を記録したタイムカードは、会社が提出したタイムカードの記録と異なっているが、被災者がどのような意図で会社の保管していたタイムカードと記録内容の異なるタイムカードを作成したのか不明である上、事業場の機械は所定始業時刻より前には稼働させることができず、機械を稼働させるための準備に掛かる時間はせいぜい5分であったこと、それ以前の時間帯に被災者が行うべき業務があったとは認められないことなどに鑑みれば、被災者が自宅で保管していたタイムカードに記録された出勤時刻及び退勤時刻を基礎として、被災者の労働時間を算定することはできない。

また、請求人は、確定日付報告書及び報告書において、平成○年○月○日の午前○時○分と午前○時○分にトラックが事業場内に入り、作業員がフォークリフトで古紙の積降し作業をしていたと報告しているが、これをもって評価期間における事業場の状況全般を推認することはできない。さらに、請求人は、平成○年○月○日付け意見書において、所定始業時刻の前にトラックが事業場内に入った日が多数あると述べているが、月に○日ないし○日で、1日にはほぼ1台にすぎないものであることに加え、所定始業時刻の前に機械を稼働させることができなかつたこと、営業時間外にトラックが事業場内に入ってきたとき

に被災者が行っていた唯一の業務である受付の業務に要する時間は2分ないし3分程度であったことを併せ考察すれば、仮に被災者が事業場において営業時間外に業務を行っていたとしても、業務に要した時間はせいぜい数分程度であり、審査官が認定した被災者の労働時間の認定と大きな差異を生ずるものではない。

(7) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が3つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」であって、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(8) このほか、請求人のその他の主張についても仔細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。